

『一般建築物石綿含有建材調査者講習』の受付手順について

(公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部

(公印略)

下記により受付を行いますので、ご了解願います。

記

1 講習日 11月9日(木)、10日(金)

2 予約開始日 9月1日(金) AM9時～

・ 必ず予約が必要です。電話で受付をします。 予約できたかどうかは、当支部から、電話連絡します。

・ 一事業場様、5名以上申し込まれる時は、(公社)京都労働基準協会 舞鶴支部にご相談ください。

3 受講資格・申込について

① 予約ができましたら、受講申込書原本、受講資格書面等をご持参又は郵送にて提出してください。(2週間以内に受講申込書の提出の無い場合は、予約を無効とさせていただきます。)

② 本講習には一定の受講資格が必要です。

受講申込書の審査が終了しましたら、「受講票」と「請求書」を送付いたしますので、到着後1週間以内に、振込み(手数料はご負担ください)で支払いをお願いいたします。

③ 入金確認後、当協会からテキストを送付します。

(事前に学習されることをお勧めします。テキストは講習当日、必ず持参してください。)

4 講習変更のご連絡

変更のある場合のみ 11月8日(水)までに貴事業場へ連絡します。

5 ご質問等がありましたら、(公社) 京都労働基準協会 舞鶴支部にお尋ねください。

TEL 0773-75-4731 FAX 0773-75-4777

(住所) 舞鶴市字上安久小字安久谷原 381-2

提出書類一覧表

区分 番号	受講資格の内容		受講申込に必要な書類等		
	学歴・職歴、資格等	実務経験年数	受講 申込書	顔写 真	必要な添付書類・証明書等
1	石綿作業主任者技能講習を修了した者	実務経験年数不問	○	○	①作業主任者技能講習修了証の写し
2	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：2年以上	○	○	①卒業証明書又は卒業証書の写し（※1） ②実務経験証明書（※2）
3	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限る、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の建築に関する実務経験年数：3年以上	○	○	①卒業証明書又は卒業証書の写し（※1） ②実務経験証明書（※2）
4	「2」に該当するものを除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：4年以上	○	○	①卒業証明書又は卒業証書の写し（※1） ②実務経験証明書（※2）
5	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：7年以上	○	○	①卒業証明書又は卒業証書の写し（※1） ②実務経験証明書（※2）
6	「2～5」該当しない者（学歴不問）	建築に関する実務経験年数：11年以上	○	○	①実務経験証明書（※2）
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）に規定する改正前の労働安全衛生法別表第18条第22号に掲げる特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材の調査に関して実務経験年数：5年以上	○	○	①作業主任者技能講習修了証の写し ②実務経験証明書（※2）
8	建築行政に関する者	実務経験年数：2年以上	○	○	①実務経験証明書（※2）
9	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る）に関する者	実務経験年数：2年以上	○	○	①実務経験証明書（※2）
10	産業安全専門官若しくは労働衛生専門官、産業安全専門家若しくは労働衛生専門家であった者	従事経験年数不問	○	○	①実務経験証明書（※2）（経験年数は不問ですが、在官したことの証明が必要となります。）
11	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上	○	○	①実務経験証明書（※2）

※1 卒業証明書又は卒業証書の写しで、建築学に関する学科が明記されていない場合は、履修科目証明書若しくは成績証明書を併せて添付して下さい。受講資格番号3で、専門職大学前期課程修了の場合は、修了証明書と読み替えて下さい。

※2 実務経験証明書は別添2の様式を添付して下さい。なお、事業者が受講資格の実務経験又は従事経験を満たしていることを証明できる任意の書面でも結構です。

受講資格確認のため、証明書類の原本を確認させていただく場合があります。また、追加書類の提出をお願いする場合があります。提出していただいた書面で受講資格が確認できない場合は、受講をお断りすることがあります。

経験年数等証明書（受講者氏名 _____）

- 1 該当する受講資格欄ごとに経験年数のカッコ内に実務経験等の年数を記載して下さい。
- 2 記載した受講資格及び経験年数等について、下欄により事業主の証明を受けて下さい。なお、受講資格が確認できる場合は、この様式以外の書面を添付していただいても結構です。
- 3 経験年数等証明書その他、受講資格ごとに、受講申込書に添付する書類や証明書が異なります。別添1 受講資格別受講申込必要書類等一覧表を確認して、添付漏れの無いようにご注意下さい。

受 講 資 格 一 覧 表			
区分 番号	受講資格の内容（学歴・職歴・資格等）	経験年数等	
①	労働安全衛生法別表第18条第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	経験年数等の証明は必要ありません。	
②	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を収めて卒業した後、 <u>建築に関して2年以上の実務経験を有する者</u>	実務経験	年
③	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④に同じ。）、 <u>建築に関して3年以上の実務経験を有する者</u>	実務経験	年
④	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前記課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 <u>建築に関して4年以上の実務経験を有する者（③に該当するものを除く。）</u>	実務経験	年
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 <u>建築に関して7年以上の実務経験を有する者</u>	実務経験	年
⑥	<u>建築に関して11年以上の実務経験を有する者</u>	実務経験	年
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律による改正前の労働安全衛生法別表第18条第22号に掲げる特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者で、 <u>建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者</u>	実務経験	年
⑧	<u>建築行政に関して2年以上の実務経験を有する者</u>	実務経験	年
⑨	<u>環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者</u>	実務経験	年
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	経験年数による制限はありませんが、在官したことが必要です。	
⑪	労働基準監督官として <u>2年以上</u> その職務に従事した経験を有する者	従事経験	年

建築物石綿含有建材調査者講習 経験年数等証明書

上記受講資格欄番号（ ）の実務経験又は従事経験は（ ）年以上有することを証明する。

令和 年 月 日

事業場所在地事

業 場 名

事業者職氏名

印